週刊介護情報

第110号　平成 26 年 9 月 26 日（金曜日）

有馬公認会計士・税理士事務所
〒136-0071 東京都江東区亀戸 2-24-3
グランズ亀戸 3F
TEL(03)5875-0315　FAX(03)5875-0316
http://www.care-advice.net

HEAD LINE

◆ 認知症等で行方不明になった人たちの初の全国調査
厚労省　1,741 市区町村情報　「身元不明者」346 人

◆ 海外事業展開に向けた介護業界初の経産省プロジェクトが始動
メディカル・ケア・サービス「医療機器・サービス国際化推進事業」

◆ 税制改正要望の重点事項 13 点を厚労相へ提出　四病協
10%は地域医療を脆弱化　消費税の「原則課税」特に強調

◆ 製品評価技術基盤機構（NITE）が「高齢者事故事例」公表
介護ベッドや電気製品などで死亡事故も招き注意呼びかけ

◆認知症等で行方不明になった人たちの初の全国調査
厚労省　1,741 市区町村情報 「身元不明者」346 人

――厚生労働省

厚生労働省は 9 月 19 日、行方不明になった認知症の人等に関する初めての全国調査について、各自治体が把握している情報をとりまとめ発表した。調査は平成 26 年 6 月 10 日から 6 月 24 日まで実施され、対象は全国 1,741 市区町村であった。

厚労省は、9 月 19 日付けで各自治体に「今後の認知症高齢者等の行方不明・身元不明に対する自治体の取組の在り方について、連携した体制づくりを行うよう」という内容で「認知症の人を地域で支えるため、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員等を中心に見守り体制を構築し、警察や SOS ネットワークを通じて行方不明者の捜索活動や身元不明者の身元確認を行う体制づくりが不可欠であると位置づけている」という旨の通知を発出した。

調査結果の概要は次の通り。

平成 26 年 5 月末現在、139 市区町村で把握された「身元不明者」は 346 人。うち認知症の人は 35 人で、35 人のうち 17 人は特養・養護・有料老人ホーム等で暮らしているという。また、平成 25 年度、855 市区町村で把握された認知症の「行方不明者」のうち同年度中に発見された者の割合は約 97.2%。

平成 26 年 4 月 1 日現在、徘徊・見守り SOS ネットワーク事業は 616 市区町村、GPS 等徘徊探知システムに関する事業は 345 市区町村。その他、見守り体制の構築等の事業は、385 市区町村において実施されており、いずれかの事業を実施している市区町村は約 61.3%という調査結果だった。

●行方不明になった認知症の人等に関する調査結果の公表等（厚労省　通知文）

本年６月、行方不明になった認知症の人等に関する初めての全国調査を自治体に依頼しました。今般、各自治体が把握している情報をとりまとめましたので公表します。 あわせて、各自治体における地域の認知症施策をより一層推進するため、９月 19 日付けで各自治体に「今後の認知症高齢者等の行方不明・身元不明に対する自治体の取組の在り方について」（通知）を発出しました。

【調査結果のポイント】

(1) 身元不明者の状況

平成 26 年５月末現在、139 市区町村で把握された身元不明者のうち認知症の方は 35 人。（なお、認知症以外の方は 311 人。あわせて 346 人。）

(2) 行方不明者の状況

平成 25 年度、855 市区町村で把握された認知症の行方不明者のうち同年度中に発見された者の割合は約 97%。

(3) 行方不明に関する施策

平成 26 年 4 月 1 日現在、徘徊・見守り SOS ネットワーク事業は 616 市区町村、GPS 等徘徊探知システムに関する事業は 345 市区町村、その他の事業（見守り体制の構築等）は 385 市区町村において実施されており、いずれかの事業を実施している市区町村は約 6 割。

【通知のポイント】

認知症の人を地域で支えるため、１ 地域における見守り体制づくり、２ 行方不明者の捜索活動に関する取組、３ 身元不明者の身元確認に関する取組が重要であること、SOS ネットワーク内において共有している情報例、身元確認につながると考えられる情報例など今回の調査から得られた具体例などを示している。

１ 地域における見守り体制づくり

地域包括支援センター、認知症地域支援推進員等を中心に、地域の多様な社会資源による体制づくり、認知症サポーター養成など普及啓発の実施等が必要。

２行方不明者の捜索活動に関する取組

徘徊・見守り SOS ネットワーク等の構築や、警察の行方不明者発見活動と連携、その

他地域の状況に応じた取組を行うことが必要。

３ 身元不明者の身元確認に関する取組

身元確認を行うための体制づくりや、警察の迷い人の保護・照会活動との連携等を行うことが必要。

◆海外事業展開に向けた介護業界初の経産省プロジェクトが始動
メディカル･ケア･サービス「医療機器･サービス国際化推進事業」

――メディカル・ケア・サービス株式会社（さいたま市大宮区）

全国で認知症対応型共同生活介護施設などを運営するメディカル・ケア・サービス株式会社（さいたま市大宮区）では 9 月 21 日、経済産業省が公募した平成 26 年度「医療機器・サービス国際化推進事業（海外展開の事業性評価に向けた実証調査事業）」において、同社のプロジェクトが採択されたことを受け、介護業界初の海外事業を開始したことを発表した。引き続き、関連会社の株式会社リエイ協力のもと海外事業展開の実証を推進していくとしている。

この事業展開を、経済産業省より受託している株式会社野村総合研究所では、「医療機器・サービス等を積極的に海外展開しようとしている医療機関や民間事業者の取り組みについて幅広く提案を募り、国の『委託事業』として支援を行うとして、日本の医療サービスの国際化や、日本の医療機器ならびに医薬品産業等の国際競争力強化を目指すことを目的としている。この事業は、平成 26 年 4 月 18 日から 5 月 15 日の期間において公募を実施し、外部有識者による審査委員会において厳正な審査を実施し、21 件を採択候補として選定した」とコメントを行った。

採択されたメディカル・ケア・サービスが応募していた事業プロジェクト名は、「認知症介護サービス（グループホーム、小規模多機能型施設、訪問介護）等の海外展開に関する実証調査事業」。対象地域は中国・ＡＥＡＮ。

このプロジェクトを通じて、認知症介護サービスを対象国で事業展開することにより、認知症介護ができる知識と技術を有する人材の輩出や、各国の高齢者が生活を実感できる社会を築くというビジネスモデルを実現するための実証調査を行う。

また、対象国において将来的に認知症介護サービス等の展開先となりえるか、さらに展開先として有力な地域について見定めるため、各国における現状の認知症介護分野について調査するとともに、他国の医療福祉機関や介護関連事業者の進出動向を探ることも事業の目的となっている。

メディカル・ケア・サービス（高橋誠一代表、従業員 4800 人）は、全国 250 か所で

グループホーム（認知症対応型共同生活介護施設）を運営する、グループホーム数では全国２位。介護付有料老人ホームも事業展開する。創業は介護保険施行１年前の 1999 年。

◆税制改正要望の重点事項 13 点を厚労相へ提出　四病協
10%は地域医療を脆弱化　消費税の「原則課税」特に強調

――四病院団体協議会（四病協）

日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会の病院 4 団体で構成される四病院団体協議会（四病協）は 9 月 18 日、塩崎厚生労働大臣に宛てて「平成 27 年度税制改正要望の重点事項」を提出した。「社会保険診療報酬等の非課税を見直し、課税制度に改める」方針について、四病協は 2011 年度の税制改正から 4 年間続いて日本医師会と連名で要望書を提出している。四病協は、今後もこれまでの方針を堅持していく考えだ。

四病協の医業経営・税制委員会（委員長・伊藤伸一医法協副会長）は、今改定の補填でどの程度カバーされているか、実態調査を行なう方針を決めている。

要望書で四病協は、特に医療に関する消費税制が、医療機関の利益率を圧迫しているとして、「矛盾した制度のまま、消費税率を平成 27 年 10 月に 10%まで引上げるなら、地域医療のさらなる脆弱化をまねくことは必至」と強調している。

重点事項に、次の 13 点を上げた。

(1) 消費税における社会保険診療報酬等の非課税制度の見直し
(2) 医療機関に対する事業税の特例措置の存続
(3) 福島原発事故による損害に対する賠償金の非課税
(4) 持分のある医療法人が持分のない医療法人に移行する際の移行税制の創設
(5) 相続税・贈与税の納税猶予制度の医療法人への拡充
(6) 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の拡充
(7) 社会医療法人に対する寄附金税制の整備および非課税範囲の拡大等
(8) 医療法人の法人税率軽減と特定医療法人の法人税非課税
(9) 特定医療法人の存続と要件の緩和
(10) 病院用建物等の耐用年数の短縮
(11) 社団医療法人の出資評価の見直し
(12) 高額医療用機器等の特別償却制度の適用期限延長
(13) 医療従事者確保対策用資産および公益社団法人等に対する固定資産税等の減免措置

(1) の医療・介護に関する消費税については、「消費税制度のあり方に合致する原則課税」に改めるとともに、患者・利用者負担への配慮を要望している。その理由として

は、平成 24 年度会員病院調査において、利益率が 0.33%にとどまった一方、控除対象外消費税（いわゆる損税）の負担額が収益の 2.12%にのぼり、全病院の損税負担額も、推計で 4955 億円に達することなどがあげられている。

（4）の持分のない医療法人への移行に関しては、実質的な医業の継続性・発展性を阻害しないために、「拠出額が移行時前の出資額に対応する資本金等の額を上回る場合、その上回る金額について、出資者に対し、みなし配当課税を課さないこと」「医療法人に対し、相続税法第 66 条第 4 項の規定の適用による贈与税を課さないこと」を求めている。

（10）では、医学・医術の進歩に対応した構造などが要求される病院・診療所用建物などは陳腐化が激しいため、減価償却資産としての耐用年数を 39 年から 31 年に短縮することを求め、（12）では、日進月歩の医療用機器を整備充実させ、早期に投下資本を回収するために、特別償却制度の適用期限を平成 27 年 4 月 1 日以降も引続き延長すべきとしている。

◆製品評価技術基盤機構（NITE）が「高齢者事故事例」公表
介護ベッドや電気製品などで死亡事故も招き注意呼びかけ

――独立行政法人　製品評価技術基盤機構（NITE）

独立行政法人　製品評価技術基盤機構（NITE）は９月 14 日、高齢者に気を付けてほしい事故などをまとめた注意喚起リーフレット「高齢者に多いこんな事故」を公表した。

高齢者を中心に相次ぐ事故は、介護ベッドや電動車いす、コードの付いた電気器具の使用時など、毎日使用するものでの事故が多く見られる。日々使用するポットや炊飯器、ドライヤーや洗濯機など、コードや配線器具の使用時に起こる事故。ほこりや水分が付いたままの使用やコードの踏みつけ、引っぱる、曲げるなど、火災につながるおそれがある。

電気製品や燃焼機器などは、長期間使用していることで劣化し、発煙や発火のおそれがある。新しく出ている製品には、古いものにはなかった保護装置が付けられているものも多く、買い替えることも事故防止策の一つだと NITE は訴えている。いつもと違うにおいや音などを少しでも感じたら、使用をやめ、事業者や販売店に相談することが大切だ。

死亡事故につながる場合もある。事故事例では、ベッドや手すり、ポータブルトイレを使用中に、頭部を挟んで死亡に至る重大事故。手指保護具の部品が喉に詰まったり、マッサージ器使用中に衣服を巻き込んだりして窒息死した事例。車いすや歩行補助車の不具合による、転倒事故などが報告されている。

最近多い事故に、介護ベッドや電動車いすによるものがある。介護ベッドと手すりのすき間に腕や足を挟まれる事故や、首を挟まれて亡くなる事故なども起こっている。すき間をふさぐための部品を装着するなどの安全対策や、もう一度、取扱説明書を読み正しく使用することが事故を防ぐものとしてあげられる。

電動車いすの操作ミスによる事故も多く発生している。特に、使用開始間もない頃は、十分な練習の後に運転することが大切である。坂道や路肩、道路の表面がぬれているときなどは注意が必要で、転落による死亡事故も多い。踏切内でのバッテリー切れの事故などもあることから、走行前にはバッテリーの残量を確認することが事故の対策法の一つである。

日常の点検や正しい使用方法など、高齢者自身の対策はもちろん、家族やまわりの人による注意も必要である。